

同人ノ兼任ヲ解カル、様致度旨回答アリタリ、其ノ往復文書ハ  
秘書課ニ係置也

明治四十五年七月十五日

午前十一時山縣議長ヲ宮中ニ召サレ 勅語ヲ

賜ヒ次ヲ 聖上臨御 山縣議長 勅語ヲ捧讀

シ西園寺總理大臣及内田外務大臣ヨリ七月八日

露都ニ於テ調印シタル日露協約ノ経過及内容ニ付

報告アリ

勅語及協約ノ正文ハ去ル四十年及四十三年分ト

共ニ金庫ニ納ム